

# 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター 平成30年度事業計画

## I はじめに

変化する社会・経済情勢や財団を取り巻く諸課題に迅速かつ適切に対応し、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター第3次勤労者福祉推進計画（あじさいメイツ・プラン2020）に掲げる施策を着実に推進します。

平成30年度は、会費の改定や新たな会員制度、新規事業の実施など当財団が大きく変革する年です。引き続き充実したサービスの提供とともに会員への周知を徹底することにより、利用者満足度の更なる向上を目指します。

また、相模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の次期指定管理者の選定に向け取り組みます。

## II 平成30年度重点施策

将来にわたって安定した財団経営を行うため、会員拡大の推進、会費・会員制度の見直し、指定管理者事業を重点施策として一体的に推進します。

### (1) 会員拡大の推進

持続可能で安定したセンターの運営を行い、充実したサービスを提供するためには、会員拡大が重要です。あじさいメイツ・プラン2020では、実施計画期間中に会員数を20,000名以上にするという目標数値を掲げています。実効性のある加入促進計画を策定し、平成30年度から開始するグループ会員制度や新規事業等を積極的にアピールし、目標達成のための効果ある加入促進活動を行います。

### (2) 会費の改定及び新たな会員制度、新規事業等について

平成30年度は当財団が変革する年です。会員への新規事業等の周知を徹底し、社会情勢や会員ニーズに合致した、魅力あるサービスの提供を進めます。

ア 安定的な財団運営を維持するとともに、会員ニーズに対応した更なるサービスの充実を図るため、会費を月額400円から600円に改定します。

イ 加入年齢制限を撤廃し、71歳以上の方でも加入できるように改正します。また、新たにグループ会員制度を創設します。

ウ 株式会社ベネフィット・ワン（福利厚生代行会社）が提供する「ベネフィット・ステーション」を導入し、入浴券やレジャーチケットの発券などで会員の利便性を図るとともに、子育て、介護など幅広い分野でのサービスの拡大を実現します。

エ 共済給付の項目の追加及び基準の変更を行います。

オ 健康診断事業や健康診断助成、インフルエンザ予防接種助成、ストレスチェック助成など健康関連事業のサービスを拡充します。

### (3) 指定管理者事業

サン・エールさがみはらの指定管理者事業は当財団の目的の達成及び財団運営の推進に不可欠な事業であることから、指定管理者事業の最終年度としての統括を行い、平成31年度からの次期指定管理者事業の受託を目指します。

### (4) 組織運営の効率化

助成金の請求をスマートフォンやパソコンからできる電子請求（らくらく請求）の導入や、窓口でのチケット販売の廃止、事業の申込みをFAXで受付するなどにより利便性の向上と業務の効率化を図ります。このことにより、職員の業務負担が軽減され、会員勧誘や新規事業の発掘などのその他の業務により重点的に取り組むことができます。

## III 事業計画

基本目標を達成するため、定款で定められた事業を中心に次のとおり事業計画を定めます。

### 1 勤労者等の生活の安定に資する事業（定款第4条第1号）（公益目的事業1・共益事業）

共済給付事業の新規項目の周知を図るとともに、子育て支援や介護支援などの新たな課題の充実を図ります。

#### (1) 共済給付事業（共益事業）

共済給付規程に基づき慶弔、お見舞い等の事由に対し共済給付を行います。

また、共済給付の充実を図るため新たな項目を創設します。

なお、共済給付事由及び金額は別紙「共済給付」のとおりです。

#### (2) 物資・物産等のあっせん

ア 相模原市内の特産品のあっせんを行います。

イ 市内のNPO法人等と協力して、農産物品のあっせん等を行います。

ウ ぶどうや桃などの物産あっせんを行います。

#### (3) 在職中の安定に係る講座の開催

勤労者等の在職中の安定を図るため、相模原市と連携し講座を開催します。

実施事業	
女性向け仕事セミナー（配偶者控除）	共
新事業主のための事業承継セミナー	同
イクメン講座	

※ 共は、指定管理者事業との共催事業（以下同じ。）

※ 同は、近隣サービスセンター等との共同事業（以下同じ。）

※ 新は、新規事業及び過去3年間実施していない事業（以下同じ。）

#### (4) 相談事業

勤労者が抱える身近な悩みや問題に対応するため、弁護士や税理士などの専門家による「5士業による無料相談会」を開催します。

(5) 子育て支援、介護支援対策事業

ベネフィット・ステーションが提供する育児、介護サービスの利用拡大を図ります。

(6) 各種保険制度のあっせん

一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）入院あんしん保険や全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）の各種保険などを会報等で積極的に紹介、あっせんします。

2 勤労者等の健康の維持増進に資する事業（定款第4条第2号）（公益目的事業1）

健康診断事業の助成額の見直しや、新たにストレスチェック助成やインフルエンザ予防接種助成、健康診断助成など健康関連サービスの充実を図ります。

(1) 健康診断事業の実施

会員の健康管理のため、サン・エールさがみはらや市の公共施設を利用した巡回健診、契約医療機関での健診、受診者が40人以上の事業所等で行う自社健診を実施します。また、平成30年度は、契約医療機関を変更し、助成額の見直しや健診期間の拡大、インターネットを活用した受診申し込み方法の導入を図ります。主な健康診断内容は次のとおりです。

一般健康診断	A 健診（基本的な一般健康診断）
	B 健診（特定業務従事者等の一般健康診断）
特殊健康診断	有機溶剤・鉛中毒・じん肺、特定化学物質
その他検査	血液検査（HbA1c、ヘマトクリット、白血球、尿酸）
	胃の透視
	大腸がん検査
	乳がん検診（乳腺エコー、マンモグラフィ）
	前立腺検査

※ アンダーライン部分は変更点（以下同じ。）

医療機関を一般財団法人ヘルス・サイエンス・センターから医療法人社団相和会に変更

(2) 人間ドック、婦人科検診受診者への助成

人間ドックや婦人科検診の受診を推進するため、指定健診機関（市内7施設）での受診者を対象に検診料の一部を補助します。

(3) **新** ストレスチェック助成

事業所が労働安全衛生法で定めるストレスチェックを実施した場合に、受診者数に応じて助成します。なお、助成額は次のとおりです。

受診者数	助成額
50名未満	10,000円
50名から100名未満	20,000円
100名以上	30,000円

(4) ⑧健康診断助成

当財団が実施する健康診断以外で、健康診断を実施した事業所に対して、  
会員1名につき年度1回1,000円を助成します。

(5) ⑧インフルエンザ予防接種助成

会員がインフルエンザ予防接種をした場合、会員1名につき年度1回  
1,000円を助成します。

(6) 健康維持増進に係る講座の開催

勤労者等の健康維持増進のため、会員事業所に講師派遣を依頼するなど健  
康関連の講座を開催します。

実 施 事 業	
トレーニング教室	共
⑧ボディメイク術（中央区開催）	
⑧歯と口の健康セミナー	共
⑧ピラティス講座	共

(7) 関係団体等との連携協力

相模原市が実施する「さがみはら市民健康づくり会議」や「働く人の健康  
づくり地域・職域連携推進連絡会」等に参画し、働く人の健康づくりに関する  
事業の連携強化を図るとともに、健康管理・維持増進等に関する意識啓発や広  
報活動を推進します。

3 勤労者等の自己啓発に資する事業（定款第4条第3号）（公益目的事業1）

企業経営上有益な知識の取得や労働関係法令に関する講座を開催するとともに、  
広く一般市民からも参加者を募り、教養講座や趣味の講座、資格取得講座を実施し  
ます。また、これまで開催が少なかった南区においても回数を増やして実施します。

(1) 自己啓発に係る講座の開催

ア 資格取得・実務講座

実 施 事 業	
⑧人事総務検定講座	共
ファイナンシャルプランナー3級講座	共
労働関係法講座	共
⑧ビジネスマナー教室	共

イ 趣味・教養の講座

実 施 事 業	
英会話教室	共
ボイストレーニング教室	共
しいたけ原木栽培体験	
⑧民法セミナー	共

⑨マジック教室 共
⑨大人のぬり絵教室 共
⑨初めての陶芸教室 共
⑨男性限定 そば打ち教室
⑨ランニング・かけっこ教室（市体育協会共催）
⑨コミュニケーション講座（南区開催） 同

(2) ⑨サン・エールさがみはら利用助成

会員事業所へのサービスの向上及びサン・エールさがみはらの利用率向上を図るため、会員事業所が会議や研修等でサン・エールさがみはらを利用した場合、施設専用利用基本料金の半額を助成します。

(3) カルチャーセンター受講者への入会金の助成を行います。

(4) ユーキャン講座受講者への助成を行います。

(5) 最近の労働関係法令の改正などのセミナーや事業主を対象とした企業経営上有益な講座を実施します。

4 勤労者等の財産形成に資する事業（定款第4条第4号）（公益目的事業1）

勤労者のライフスタイルに応じた財産形成が可能となる基礎知識等の講座の開催や情報提供を行います。

(1) 講座の開催

実 施 事 業	
個人型確定拠出年金セミナー（中央区開催）	
⑨	家計のダイエットセミナー（中央区開催）

5 勤労者等の余暇活動に資する事業（定款第4条第5号）（公益目的事業1）

新たに開始するサービスの内容や申込み方法等の周知を徹底し、会員ニーズや社会情勢に対応した事業を推進します。実施する事業については、地域に根差した事業を基本に、スケールメリットを活かしたサービス、広域的に連携した事業の実施を図ります。

(1) 助成事業

有意義な休日を過ごすため、旅行、市の公共施設の利用、観劇やスポーツ観戦に対し費用の一部を助成します。

ア 宿泊助成

会員及び同居の家族に対し、指定する契約旅行会社及び施設での宿泊を伴う旅行について年度4泊まで1泊につき3,000円を助成します。

契約旅行会社（14社）	さくら総合レジャー契約施設
相模川清流の里	青根 緑の休暇村センター
公共の宿 ハイツ&いこいの村	公共の宿 休暇村
FUJIYAMA 倶楽部	四季倶楽部

かんぼの宿	東京ディズニーリゾート周辺ホテル
たびゲーター	

※年度2泊まで会員2, 000円、家族1, 500円から変更

イ 藤野芸術の家助成

会員及び同居の家族の利用に対し、助成します。(年度2泊まで)

ウ 日帰りバス旅行助成

会員が指定する契約旅行会社が提供する日帰りバス旅行に行った場合、年度2回まで1, 000円を助成します。(契約旅行社 11社)

エ 市内公共施設利用助成

市内のスポーツ施設等の利用に対し助成します。(200円 会員1人につき10枚)

市民健康文化センタープール	総合体育館トレーニング室
北市民健康文化センタープール	北総合体育館トレーニング室
銀河アリーナ (プール、スケート、トレーニング室)	さがみはらグリーンプール (プール、トレーニング室)
古淵鶴野森公園屋外水泳プール	こだまプール(小倉プール)
青根緑の休暇村「いやしの湯」	藤野やまなみ温泉
藤野芸術の家	相模川ふれあい科学館
麻溝公園競技場・第2競技場	

オ 観劇・鑑賞入場券助成

会員が購入したコンサート、演劇、スポーツ等の鑑賞・観戦入場券に対し(5, 000円以上が対象)年度2回まで1, 000円を助成します。

(2) 指定割引施設事業

宿泊施設、リゾート施設及びレジャー施設等と割引利用契約を締結し、安価で提供します。

(3) 契約リゾート施設「セラヴィリゾート泉郷」(年間)

(4) レクリエーション事業

地域に密着した事業の実施やスケールメリットを活かすための広域連携事業の推進を図ります。

ア イベント・チケット

実施事業
東京ディズニーランドパークファンパーティー 同
東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム利用券
地引網 同
ゴルフコンペ 同
ボウリング大会個人戦 同、事業所対抗ボウリング大会
事業所対抗ソフトボール大会、ソフトボール親善大会 同
テニス大会 同

事業所対抗フットサル大会 同
新 卓球大会 共
ブルーベリー狩り 同
さつまいも掘り 同
仕立て釣船 同
婚活イベント 同
ボルダリング教室
藤野キムチ作りイベント
新 アウトドア体験
新 藤野レーシング体験
ふれあい科学館親子参加イベント
話題の観光地等の散策（2回）
工場夜景クルーズ
日帰りバスツアーあっせん
果物狩り・野菜収穫体験 ブルーベリー狩り同、さつまいも掘り同、野菜収穫、さくらんぼ・桃・ぶどう・みかん・りんご・いちご狩り（一部チケットはクーポンチケットとして会報に掲載します。）
高級レストラン食事券
観劇・観戦等入場券あっせん
遊園地等チケットあっせん
スポーツ観戦チケット（野球、サッカー、相模原市内スポーツチーム）

イ 新 ベネフィット・ステーション

株式会社ベネフィット・ワンが提供するベネフィット・ステーションを導入することにより映画やレジャーチケット、入浴券、グルメチケットなどが、利用したいときにコンビニ発券やデジタルチケットなどで入手できます。利便性が飛躍的に向上し、豊富なサービスが格安で利用できます。

(5) 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（全福センター）提携施設の利用促進

当財団が加入している全福センターが契約している施設やサービス等の紹介、あっせんを行います。（優待料金での利用が可能。）

(6) レクリエーション保険

主催事業参加者の万一の事故に備え、レクリエーション保険に加入します。

6 勤労者等の生涯生活の安定に資する事業（定款第4条第6号）（公益目的事業）

退職後の生活の多様化を踏まえ、明るく健やかな退職後の生活が送れるよう情報提供等を行うほか、ライフプランなどに関する講座を開催します。

(1) 講座の開催

事業名	
ライフプランセミナー（退職準備）	共・同
介護セミナー	共

(2) 会報やガイドブックによる中小企業退職金共済制度のあっせん

(3) 会報やガイドブックによる個人年金制度のあっせん

7 勤労者等の活動を支援する施設に係る管理運営事業（定款第4条第7号）（公益目的事業2、収益目的事業2・3）

指定管理者「サン・エールさがみはら管理運営グループ」として最終年度にあたる平成30年度は、今期の指定管理者事業の総括を行い、平成31年度からの新たな指定管理者事業の確実な受託を目指します。また、引き続き効率的かつ効果的な事業展開や施設管理運営を行い、利用者サービスの充実に努め、利用率の向上を目指します。

(1) サン・エールさがみはら主催事業の実施

サン・エールさがみはらの設立目的である勤労者や市民等の教養、文化、研修、スポーツ等の活動を促進するため、趣味の講座や自己啓発セミナー、ホールを利用した演奏会などを実施し、勤労者及び市民の福祉の向上を図ります。

ア 土曜コンサート

音楽団体、サークル団体及び施設利用者等の活動の発表の場を提供するとともに、勤労者、市民等に身近に音楽を楽しんでいただくことを目的に「土曜コンサート」を開催します。

4月14日	ジャズ：サックス・ピアノ・ベーストリオ
5月19日	邦楽・フォークソング：かぐや姫・風トリビュート
6月16日	クラシック・ポピュラー：弦楽とピアノ 朗読など
7月28日	サザンオールスターズカバー
8月25日	ハワイアン
9月15日	ビートルズカバー
10月13日	矢沢永吉カバー
11月17日	ミュージカル：アナと雪の女王 レミゼの4人の女たち
12月15日	世界一聴きやすいインストポップス
1月12日	クラシック：ピアノとヴァイオリンの調べ
2月16日	アカペラ：女声&男声 歌の饗宴
3月16日	ポップス：歌とダンスのコンサート

イ ジャズコンサートの開催

人気の高いジャズコンサートを、年1回開催します。



ウ 落語会の開催

公益財団法人相模原市民文化財団が実施している「さがみはら若手落語家選手権」の優勝者等若手落語家による落語公演を「秋の落語会」（9月）、「新春落語会」（1月）として、年2回実施します。

エ 映画鑑賞事業

東京国立近代美術館フィルムセンターの実施する優秀映画鑑賞推進事業に参画し、同センターの所蔵するフィルムの公開上映を実施します。また、夏休みや春休みなどに「相模原市16ミリ映画研友会」との協働により親子映画会を実施します。

オ 各種教室・講座の開催

勤労者の一人ひとりが、いきいきと明るく豊かに充実した生活を送ることができるよう、ニーズとライフスタイルに合った事業を展開し、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業を実施します。

生活の安定に資する事業	労働関係法講座 共
	5土業による無料相談会 共
健康の維持増進に資する事業	初心者向け卓球教室
	トレーニング教室 共
	新 ピラティス講座 共
	新 歯と口の健康セミナー 共
自己啓発に資する事業	英会話教室 共
	新 人事総務検定講座 共
	ファイナンシャルプランナー3級講座 共
	新 ビジネスマナー教室 共
	新 民法セミナー 共
余暇活動に資する事業	新 卓球大会 共
	新 マジック教室 共
	新 初めての陶芸教室 共
	ボイストレーニング教室 共
	新 大人のぬり絵教室 共
	新 初めてのドラムレッスン教室
生涯生活の安定に資する事業	ライフプランセミナー 共
	介護セミナー 共
就職支援に資する事業	女性向け仕事セミナー(配偶者控除) 共 ※

※相模原市が行う働く女性向けセミナーを共同で実施します。

## (2) 施設管理

- ア 相模原市立勤労者総合福祉センター条例及び同条例施行規則に基づき、適正かつ公平な利用承認手続きを行うとともに、電気工事士、消防設備士などの専門知識を有する職員の配置等により、施設・設備の不具合の早期発見・早期対応や事故の未然防止に努めます。また、利用者へのサービス水準の向上とより良い施設管理運営に努め、利用者の信頼と満足度の向上を図ります。
- イ サン・エールさがみはら利用団体を対象に、「利用者懇談会」を開催し、利用者の意見・要望等を聴取し、サン・エールさがみはら指定管理者業務に反映させ、利用者のサービス向上に努めます。
- ウ 利用者アンケートや「ご意見箱」に寄せられた意見や要望等を指定管理者業務に反映させ、施設の維持管理の充実や利用者の増大、利用者満足度の向上、利便性やサービスの向上に努めます。
- エ 経常的な修繕を実施するとともに、建物及び設備の老朽化が進み修繕に係る費用が増大しているため、安全性を第一としたうえで利用者にとって利便性の高い施設環境の維持を図るための小規模修繕を実施します。
- オ 大規模修繕については、中長期的な施設管理を見据えた「施設及び設備補修整備計画」に基づき、計画的な補修・修繕を推進します。
- カ ホール、会議室、工芸室、研修室、トレーニングルームなどの貸出しを通して勤労者及び市民の福祉の向上を図ります。
- キ 利用者の利便性を図るため、利用料金の振込払いを引き続き承ります。
- ク 引き続き自動販売機を設置し、来館者や利用者の利便やサービスを図ります。(収益目的事業2)
- ケ 商業宣伝その他これに類する目的のための利用の加算料金につき、適正な収入の確保を図ります。(収益目的事業3)
- コ 季節に合わせたディスプレイを行うなど、サン・エールさがみはらの賑わいの演出を行います。
- サ ホームページや利用の案内の活用、イベント等でのチラシの配布、公共施設等にパンフレットを配架し、施設のPR活動を積極的に行い利用率の向上を図ります。
- シ 円滑な事業執行と安全で安心して利用できる施設管理運営を図るため、各種マニュアルの見直しを行います。
- ス 「相模原市立勤労者総合福祉センター施設等の管理の実施基準」に基づき、施設及び管理の設備等に関する業務を確実に実施します。
- セ 利用率の向上と利用者サービスを図るため、利用率の低い時間帯や、利用当日の申し込みに係る利用料金の減額等を検討します。
- ソ インターネットによる予約受付システムの運用により、円滑な施設予約管理を行うとともに、業務の効率化を実現し、更なる利用者サービスの向上を図ります。

- タ 光熱水費などの経費削減を目指し、機器等の省エネ化を積極的に行います。
- チ 障害者の支援を目的とし、障害者施設等展示販売会を館内にて開催します。
- ツ シルバー人材センターが実施する「刃物研ぎ」のほか、地域におけるボランティアを目的とした会場提供を積極的に行いません。
- テ ⑧相模原市農政課と連携し、「さがみはらのめぐみPR販売イベント」を開催し、市内産農畜産物と市内新規就農者のPRを行うと同時に地域への貢献を図ります。
- ト ⑧次期指定管理者事業応募に向けて、今期事業についての検証と課題の分析を行い、新規提案事項を盛り込んだ次期指定管理者事業計画書を作成します。

## 8 その他財団の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第8号）（公益目的事業1・収益目的事業1）

- (1) 会報「あじさいメイツ」の発行回数を年4回から6回（偶数月）に増やし、事業案内や各種情報のタイムリーな提供を行います。また、ガイドブックを発行し、事業、サービスの情報提供等を行います。
- (2) ⑧メールマガジンやコミュニケーションアプリであるLINEを活用し、会員に対し最新情報を発信します。
- (3) ホームページを活用した最新の情報提供を積極的に行うとともに、団体情報の公開を適切に行うことにより透明性の高い組織運営を目指します。また、Webシステムの利用促進を図ります。
- (4) 宣伝広告事業（収益目的事業1）  
収益事業は、当財団の財政基盤をより強固にするための貴重な収入源であることから、広く広報、ホームページへの広告主を募り、各メディア（会報、ホームページ等）の空きスペースを利用して広告を掲載するほか、チラシ等の折込み依頼にも対応し、収益事業の拡大を図ります。
- (5) 法人の運営
- ア 事務の効率化に努めるとともに、事務的経費の削減を図ります。
- イ 事業申込み方法の変更など、業務の効率化を図ることにより、職員の業務負担を軽減し、会員勧誘や新規事業の発掘などのその他の業務に比重がかけられるように努めます。
- ウ 50%以上の公益比率を安定的に達成するため、共済事業の公益目的事業化について神奈川県等と協議を行います。

別紙 共済給付

給付事由		給付額	
祝	成人	10,000円	
	新リフレッシュ促進給付金	10,000円	
	新還暦	10,000円	
	結婚	20,000円	
	出生	15,000円	
	入学	小学校	10,000円
		中学校	10,000円
	銀婚	10,000円	
	新金婚	10,000円	
	金	永年勤続祝金 平成22年4月1日 以前の加入者対象	満15年
満20年			10,000円
満30年			30,000円
会員功労金 平成22年4月1日 以降の加入者対象		満10年	10,000円
		満20年	10,000円
		満30年	30,000円
入院見舞金	休業7日以上	10,000円	
	休業30日以上	20,000円	
	休業90日以上	30,000円	
障害見舞金	第1級～第7級	100,000円 ～20,000円	
住宅災害見舞金	全焼	100,000円	
	半焼	50,000円	
	部分焼	30,000円	
	ボヤ	10,000円	
死	会員	100,000円	
	配偶者	50,000円	
	子	20,000円	
亡	親	実父母	20,000円
		義父母	10,000円

※入院期間14日以上から7日以上に変更